

川崎市告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和7年5月27日

川崎市長 福田紀彦

令和6年度 指定介護機関（訪問看護）の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川-10333	H24.10.31	川崎医療生活協同組合 川崎区藤崎4-21-1 川崎セツルメント診療所 幸区古市場2-67	1415101134
川-10419	H18.6.1	川崎医療生活協同組合 川崎区藤崎4-21-1 久地診療所 高津区久地4-19-8	1415301502

令和6年度 指定介護機関（訪問リハビリテーション）の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川-10333	H24.10.31	川崎医療生活協同組合 川崎区藤崎4-21-1 川崎セツルメント診療所 幸区古市場2-67	1415101134
川-10419	H18.6.1	川崎医療生活協同組合 川崎区藤崎4-21-1 久地診療所 高津区久地4-19-8	1415301502

令和6年度 指定介護機関（居宅介護支援）の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川-10333	H18.11.30	川崎医療生活協同組合 川崎区藤崎4-21-1 川崎セツルメント診療所 幸区古市場2-67	1415101134
川-10419	H19.4.30	川崎医療生活協同組合 川崎区藤崎4-21-1 久地診療所 高津区久地4-19-8	1415301502

令和6年度 指定介護機関（介護予防訪問リハビリテーション）の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川-10333	H24.10.31	川崎医療生活協同組合 川崎区藤崎4-21-1 川崎セツルメント診療所 幸区古市場2-67	1415101134